

## 用語の解説

### 【農山村地域調査】（農業集落調査票関係）

農業集落	市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。
D I D（人口集中地区）	国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として決定された地域単位で、人口密度約 4,000 人/k m <sup>2</sup> 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。（D I D : Densely Inhabited District）
生活関連施設	本調査では、市区町村役場、農協、警察・交番、病院・診療所、小学校、中学校、公民館、スーパーマーケット・コンビニエンスストアをいう。 なお、該当施設が複数存在する場合は、最も近くの施設を対象とするが、公民館については、当該市区町村内にある最も近くのものを対象とした。
所要時間	農業集落の中心地から農業集落に最も近いD I Dの中心地にある施設又は最寄りの生活関連施設に行く際に主な交通手段を使った場合の所要時間をいう。 なお、小学校及び中学校への所要時間については、児童又は生徒が通学にかかる時間とした。
集落機能	農地や山林等の地域資源の維持・管理機能、収穫期の共同作業等の農業生産面での相互補完機能、冠婚葬祭等の地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る機能をいう。 本調査では、次のいずれかの項目が該当する場合に「集落機能がある」と判定した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・寄り合いを開催している。</li><li>・実行組合が存在している。</li><li>・地域資源の保全が行われている。</li><li>・活性化のための活動が行われている。</li></ul>
寄り合い	原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。 なお、農業集落の全世帯あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものは寄り合いとみなした。 ただし、婦人会、子供会、青年団、4 Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。

農業生産にかかる事項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。
農道・農業用排水路・ため池の管理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。
集落共有財産・共用施設の管理	農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。
環境美化・自然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。
農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進	寺社における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。
農業集落内の福祉・厚生	農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいう。
再生エネルギーへの取組	地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取組に関する事項をいう。
地域資源	本調査では、農業集落内にある、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。
地域資源の保全	地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。 なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する耕作の目的に供される土地をいう。
森林	森林法第2条に規定する森林をいう。
ため池・湖沼	次のいずれかの条件に該当するものをいう (1) かんがい用水をためておく人工又は天然の池 (2) 川や谷が種々の要因でせき止められたもの (3) 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの (4) 火口、火口原に水をたたえたもの (5) かつて海であったものが湖になったもの (6) その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの

河川・水路	<p>一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。</p> <p>なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。</p>
農業用排水路	<p>農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものも含む。</p> <p>なお、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）が主体となって管理している用水又は排水施設は除いた。</p>
活性化のための活動	<p>地域住民が主体となって取り組んでいる活動で、地域で一定の協議・了承がされているものをいう。</p> <p>なお、本調査では、伝統的な祭り・文化・芸能の保存、各種イベントの開催、高齢者などへの福祉活動、環境美化・自然環境の保全、グリーン・ツーリズムの取組、6次産業化への取組、定住を推進する取組、再生可能エネルギーの取組をいう。</p>
伝統的な祭り・文化・芸能の保存	<p>古くから伝わる寺社における祭り（祭礼、大祭、例祭等）の開催、工芸、郷土芸能等の保存活動をいう。</p> <p>なお、おおむね戦前から伝承されているものを対象とするが、文化・芸能については、戦後のものであっても、特に保存活動を行っている場合は対象に含む。</p>
各種イベントの開催	<p>農業集落住民のために定期的に行われている催し物の企画・開催をいう。具体的には、運動会、盆踊り等をいう。</p>
高齢者などへの福祉活動	<p>高齢者などへの福祉のための活動をいう。</p> <p>具体的には、介護活動、老人施設への慰問、買い物支援等をいう。</p>
環境美化・自然環境の保全	<p>自然の景観や集落、建築物等の人工的な景観等を含めた景観全体の保全等を目的とした活動をいう。</p> <p>また、路側帯や公園への草花の植栽、景観保全を目的とした清掃活動等についても対象とした。</p>
グリーン・ツーリズムの取組	<p>農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動をいう。</p> <p>具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受入れを目的とした取組で、農産物直販所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等をいう。</p>
6次産業化への取組	<p>農業集落で生産された農林水産物及びその副産物（バイオマスなど）を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組をいう。</p> <p>具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能的食品や介護食品に原材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のICT活用・流通連携等をいう。</p>

定住を推進する取組	<p>U I J ターン者等の定住につなげる取組をいう。</p> <p>具体的には、定住希望者の募集、受入態勢を整備するための空き家・廃校等の整備等をいう。</p>
再生可能エネルギーへの取組	<p>地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取組をいう。</p> <p>具体的には、農地や林地の転用地に太陽光発電パネルを設置、農業用排水路に発電施設を設置するなどの取組をいう。</p>

### 【農山村地域調査】（市区町村調査票関係）

総土地面積	<p>都道府県全ての面積をいう。</p> <p>本調査では、原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。</p>
林野面積	<p>現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に相当する。</p>
森林面積	<p>森林法第 2 条に規定する森林の面積をいい、具体的には次に掲げる基準によることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいう。</li> <li>(2) 保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも森林に含めた。</li> <li>(3) 国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帯地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など）及び貸地（道路用地、電気事業用地、採草放牧地など））は除いた。</li> </ol>
現況森林面積	<p>調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。</p>
森林以外の草生地	<p>森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。</li> <li>(2) 林野庁には、貸地の採草放牧地を含む。</li> <li>(3) 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。</li> <li>(4) 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。</li> </ol>

林野率	<p>総土地面積に占める林野面積の割合をいう。</p> <p>なお、全国、全国農業地域別及び都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島（500,305ha）及び竹島（20ha）を除いて計算した。</p>
森林計画による森林面積	<p>森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の計画樹立時の森林面積をいう。</p>
国有(林)	<p>林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいう。</p>
林野庁	<p>林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。</p>
林野庁以外の官庁	<p>林野庁以外の国の行政機関が所管する土地をいう。</p>
私有(林)	<p>国有以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）及び私有に分類される。</p>
独立行政法人等	<p>独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいう。</p>
公有(林)	<p>都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地をいう。</p>
都道府県	<p>都道府県が所管する土地をいう。</p> <p>林務主管課（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含めた。</p>
森林整備法人 （林業・造林公社）	<p>分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人（林業・造林公社等）が所管する土地をいう。</p>
市区町村	<p>市区町村が所管する土地をいう。</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合）の所管する森林を含めた。</p> <p>また、市区町村が造林主体となっている分収林も含めた。</p>
財産区	<p>地方自治法第294条第1項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。</p> <p>なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は私有とした。</p>
私有(林)	<p>個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している土地をいう。</p>